

あなみず学生生活応援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和8年度において物価高騰による負担増を踏まえ、経済的な影響を受けている学生等に対し給付金を給付し学生生活を応援することにより、ふるさと穴水町への郷土愛を醸成することを目的とする。

(給付対象者)

第2条 この要綱に定めるところにより、次のいずれかの要件を満たす者（以下「給付対象者」という。）に定額給付金を給付する。

- (1) 給付対象者が、穴水町立中学校を卒業し、令和8年5月1日（以下「基準日」という。）現在、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に定める大学（修士課程を含む）、短期大学、高等専門学校又は専修学校に在籍する者又は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第16条に規定する施設に在籍する者
- (2) 給付対象者が、基準日現在に穴水町に住所を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）に定める大学（修士課程を含む）、短期大学、高等専門学校又は専修学校に在籍する者又は、職業能力開発促進法第16条に規定する施設に在籍する者
- (3) その他、前項の対象者に類推すると町長が認める者

(給付額)

第3条 給付金の給付額は、給付対象者1人につき3万円とする。ただし、給付金の給付は1人につき1回限りとする。

(申請受付期間)

第4条 申請の受付期間は、令和8年9月1日から令和8年10月31日までとする。ただし、災害等やむを得ない事由により申請ができなかったと町長が認めた場合は、その限りでない。

(給付金の申請)

第5条 給付希望者は、次のいずれかの方式により申請しなければならない。

- (1) あなみず学生生活応援事業給付金申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）による方式

- (2) マイナポータルぴったりサービスを利用する方式

2 前項の申請には次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 第2条各号に掲げる教育機関の学生又は訓練施設の訓練生であることを証する書類等
- (2) 給付対象者名義の振込先の口座情報が確認できる書類等
- (3) その他、町長が申請に必要と認める書類等

(保護者による代理申請)

第6条 給付対象者が、やむを得ない事由により申請できない場合に限り、保護者による代

理申請を行うことができる。

2 代理申請しようとする保護者は、本人の身分を確認できる書類及び給付対象者との代理関係を確認できる書類を提出しなければならない。

3 町長は、保護者の本人確認ができなかった場合、又は給付対象者との代理関係を確認できなかった場合は、申請を受け付けないものとする。

(給付の決定)

第7条 町長は、第5条の規定により申請があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、あなみず学生生活応援事業給付決定通知書兼振込通知書（様式第2号）を、適当でないと認めたときは、あなみず学生生活応援事業不給付決定通知書（様式第3号）により給付対象者に通知するものとする。

2 前項の規定により給付の決定を行った場合は、第5条の規定により提出のあった申請書を給付金の請求書として取り扱うものとする。

(不当利得の返還)

第8条 町長は、偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けた者があるときは、給付金を受給した者に対し、給付金の返還を求めるものとする。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が特に別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り効力を失う。ただし、同日までになされた給付金の申請、給付その他の手続は、同日以降もその効力を有する。